

2024 ディスクロージャー

しょくしんの現況 令和5年度 (第70期)



神戸市職員信用組合

目

次

ごあいさつ	 P.1
-------	-----------

しょくしんの概要

● 経営理念・方針	 P.2	● 事業の組織*	 P.6
● 事務所の名称・所在地*	 P.2	● 役員一覧*	 P.6
● ATM設置状況	 P.2	● 主要な事業の内容*	 P.6
● 地区一覧*	 P.2	● 証券業務	 P.6
● 組合員数の推移	 P.2	● 国際業務	 P.6
● 当組合のあゆみ（沿革）	 P.3	● 当組合の子会社	 P.6
● トピックス	 P.3	● 総代会について	 P.7
● 前期中期経営計画の実施内容	 P.4		

令和5年度決算報告

● 令和5年度 経営環境・事業概況*	 P.9	● 業績ハイライト	 P.10
		・損益勘定の状況	・自己資本比率の推移
		・主要勘定の状況	・配当金について

主要な事業のご案内

● 預金	 P.13	● 手数料一覧	 P.15
● 融資	 P.13	● 預金保険制度について	 P.15

経営管理体制

● 法令等遵守体制*	 P.16	● 中小企業の経営の改善 及び地域の活性化の ための取組状況*	 P.17
● 苦情処理措置*	 P.16		
● 紛争解決措置*	 P.16		
● 金融商品に係る勧誘方針	 P.17	● 「経営者保証に関する ガイドライン」の活用 について	 P.18
● 地域貢献に対する取組	 P.17		

資料編	 P.19
-----	------------



*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。

組合員の皆様には、平素より格別なご愛顧とお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、当組合の現況(令和5年度・第70期)を「ディスクロージャー誌」として取りまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご利用いただきたいと思います。

令和5年度(第70期)の日本経済は新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド復活による観光事業の回復、輸出関連企業を中心に好調な業績もみられ回復基調にありますが、一方で国内消費は資源高、円安の影響による物価高で低迷を続けています。日本銀行は、従来の緩和的な金融政策の基本的な枠組みを維持しつつも、同政策の運営を柔軟化したことなどを背景に市場金利の上昇がみられました。

当組合においては、第70期は、「退職金特別定期預金」「ATMハッピーボーナス定期預金」などの預金商品の販売に加え、融資におきましても、「SSS住宅ローン」に変動金利型の取扱いを開始するとともに、「自動車ローン特別金利キャンペーン」等を行い、また、「定年の引上げ」への対応として、ローンの返済方法の変更等についても丁寧に相談をお受けするなど、厳しい経営環境が続く中でも、組合員のための金融機関として安定した経営基盤の確立に努めた結果、一定の収益を確保することができました。

令和6年度(第71期)は、当組合の創立70周年及び第14次中期経営計画の初年度にあたります。

第14次中期経営計画では、新たな経営方針として①「安定した経営を持続するための基盤の確立」②「より身近に感じていただける情報発信の充実」③「組合員から信頼される経営管理態勢の継続」を定めました。

創立70周年記念キャンペーンとして、預金や融資について、これまで以上に、より魅力的な商品を提供するとともに、金融情勢の動向に機動的に対応し、組合員の皆様から最も身近で信頼される金融機関として業務運営に取り組んでまいります。

神戸市職員信用組合

組合長 今西 正男

しょくしんの概要

●第14次中期経営計画 経営理念・方針

“ちかくにいるから、チカラになれる”

1 対象期間 令和6年度～令和8年度

2 経営理念

当組合は、相互扶助の精神に基づく協同組合組織として、組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員にもっとも身近で信頼される金融機関を目指します。

3 経営方針

1. 安定した経営を維持するための基盤の確立

満足度の高い商品やサービスを提供して、より多くの組合員にご利用いただくことで、預金量と融資量を確保するとともに、組合員の生活をサポートしていきます。

2. より身近に感じていただける情報発信の充実

“しょくしん”の魅力やメリットなどの情報発信を充実させ、“しょくしん”をより身近に感じていただけるよう取り組んでいきます。

3. 組合員から信頼される経営管理態勢の継続

組合員に安心してご利用いただくために、組織として適正な経営管理態勢を継続するとともに、リスク管理態勢と法令遵守の徹底により、組合員の資産や情報を守ります。

4 計数目標

項 目	目 標 値
預金残高	770億円
融資残高	100億円
自己資本比率	20%
新規採用者加入率	70%
当期純利益(税引後)	5,000万円

●事務所の名称・所在地 (令和6年7月1日現在)

住 所 : 神戸市中央区御幸通6-1-12 (三宮ビル東館2階)
A T M : 2台
電話番号 : 078-984-0502 (直通)
取扱時間 : (窓 口) 9時00分～11時00分、12時00分～15時00分
(ATM) 8時45分～17時00分

●ATM設置状況 (令和6年7月1日現在)

事務所内 : ATM 2台
事務所外 : ATM11台
(市役所、各区役所(中央区役所・北神区役所を除く)、中央市民病院及び西市民病院に設置)

●地区一覧 (令和6年7月1日現在)

兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、東京都

●組合員数の推移

区 分	令和4年度末	令和5年度末
個 人	26,928 人	26,665 人
法 人	5	5
合 計	26,933	26,670

●当組合のあゆみ(沿革)

昭和	29年	10月	1日	神戸市職員信用組合設立（神戸市兵庫区松本通）
	30年	10月	1日	各区役所に分室を設立
	32年	4月	26日	市役所新築に伴い生田区加納町6丁目7に移転
	54年	10月	1日	普通預金オンラインシステム開始
	56年	3月	26日	定期預金オンラインシステム開始
	57年	11月	26日	信用組合相互間の為替オンラインの実施
	58年	11月	21日	キャッシュカードの利用開始
	62年	3月	2日	全店オンライン開始
平成	62年	4月	1日	各区分室・中央市民病院分室を出張所に変更
	4年	1月	4日	新システム導入（普通・定期預金オンライン稼働）
	7年	1月	4日	西市民病院分室を出張所に変更
	7年	1月	17日	阪神・淡路大震災により本店事務所倒壊
	7年	5月	1日	本店事務所移転（神戸商工貿易センター24階）
	8年	4月	1日	〃（神戸市役所1号館23階）
	9年	3月	31日	〃（神戸市役所3号館別館3階）
	10年	3月	31日	組合員資格を退職者にも拡大
	12年	5月	17日	西市民病院出張所再開
	14年	1月	4日	SKC（共同）センターへ移行
				区役所出張所ATM化
	14年	10月	1日	退職脱退者にも組合員資格拡大
	15年	12月	26日	病院出張所ATM化
	17年	3月	1日	決済用預金導入
	19年	5月	7日	SKC第5次システム更新
	19年	9月	1日	営業地区の拡大
	21年	4月	27日	本店事務所移転（神戸市役所3号館5階）
	25年	4月	1日	口座振替業務開始
	27年	5月	7日	SKC第6次システム更新
	30年	2月	2日	しょくしんホームページの開設
令和	元年	9月	17日	本店事務所移転（三宮ビル東館2階）
	元年	10月	28日	神戸市役所1号館19階にATM設置
	5年	1月	10日	インターネットバンキングサービス開始
	5年	5月	7日	SKC第7次システム更新

●トピックス

令和 5 年度	5月	◆ SSS住宅ローン（変動金利型）取扱開始
		◆ 第69回定時総代会開催
		◆ ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーン実施
	8月	◆ 住宅ローン利用者金利優遇制度の取扱開始
		◆ 定期積金（スウィング）キャンペーン実施
	12月	◆ ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーン実施
	1月	◆ 自動車ローン特別金利キャンペーン
令和 6 年度 （予定を含む）	2月	◆ 退職金特別定期預金実施
		◆ 懸賞付定期預金キャンペーン実施
		◆ 創立70周年記念特別キャンペーンの実施 ・ 定期積立特別金利キャンペーン ・ SSS住宅ローン特別金利キャンペーン 等
		◆ LINE公式アカウントの導入

●前期中期経営計画の実施内容

1 前期中期経営計画の内容

(1) 名称・対象期間 第13次中期経営計画（令和3年度～令和5年度）

(2) 経営理念

当組合は、相互扶助の精神に基づく「協同組合組織の金融機関」として、組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員から信頼される健全な経営を目指します。

(3) 経営方針

1. 組合員のライフステージに対応した事業の推進

組合員に最も身近な金融機関として、満足度の高い商品・サービスを提供するほか、情報発信を充実させ、組合員の生活を支援します。

2. 安定した経営基盤の確立

良質なサービスの提供により、預金量と融資量の確保に努めるとともに、内部事務の効率化、経費の見直しを進め、安定した経営基盤の確立を図ります。

3. 信頼される経営態勢の継続

企業統治や法令遵守態勢を充実させることで、組合員から信頼される経営管理態勢を継続するとともに、情報セキュリティ態勢の強化や災害時対応手順の整備を推進していきます。

2 実績

(1) 実施内容（令和3年度～令和5年度）

経営方針	実績
1 組合員のライフステージに対応した事業の推進	(1) 組合員の満足度を高めるサービスの提供 ① 組合員との“接点”の拡大 ・しょくしんでの時間外融資相談の実施（R3開始～継続） ・融資担当者による所属訪問、相談会実施（集団・個別）（R3～継続） ② 組合員の世代に応じたサービスの充実・検討 ・定期預金「スウィング」金利優遇キャンペーンの実施（若年層向け特典あり）（R3～R5） ・退職金特別定期預金の実施（R4新規実施～R5） ・融資利用限度枠の引き上げ、返済期間の拡大、資金使途の拡大（R3） ・SSS住宅ローン、教育貸付、自動車貸付、 ・不妊治療・出産費用貸付（このとりローン）など ・教育ローンキャンペーンの実施（ノベルティ付与）（R4） ・自動車ローンキャンペーンの実施（特別優遇金利）（R4～R5） ・住宅メーカーとの提携による割引等（R3新規実施～R5） ・融資促進プロジェクトチームによる次年度に向けた商品・企画の検討（R4） ・SSS住宅ローン（変動金利型）優遇金利の設定 ・自動車ローン特別金利キャンペーン ・教育ローンキャンペーン期間中契約者へのノベルティ付与 ・定年の引上げ（給料月額7割措置）に対する対応 ・しょくしん住宅ローン利用者の他ローン利用時の金利優遇 ・SSS住宅ローン（10年固定金利）における11年目以降の「固定型」再選択 ・奨学金借換ローンの新発売（令和4年4月・変動金利0.24%）（R4新規実施～継続） ・FP相談の時間外拡大（R4新規実施～継続） ・住宅ローン借入者へのその他の融資金利優遇（R5新規実施～継続） ・えるポケットローン勤続年数別の極度額撤廃（R5新規実施～継続） ③ インターネット環境等を利用したサービスの拡充 ・インターネットバンキングサービスの開始（R4新規実施～継続） ・オンライン融資相談、オンラインFP相談の継続（R3新規実施～継続） ・融資相談のWEB予約継続（R3新規実施～継続） (2) 組合員ニーズの的確な把握と“しょくしん”の魅力の積極的な発信 ① アンケートの実施、若年層の組合員モニターの導入 ・若年層を対象とした懇談会の実施（4区役所）（R4） ・若年層モニターの募集・意見の収集（R4～R5） ・次期計画に向けたアンケート実施（2,705名回答）（R5） ② 情報の受発信の充実 ・しょくしんだよりの発行及び配信の拡大（R3創刊～継続） ・しょくしんHP内容診断を受けた掲載内容の見直し（R3） ・しょくしんHPスマートフォン版の最適化（R4） ・神戸市イントラでの情報発信（R3～継続） (3) 組合員への利益還元の実現 ① 預金金利キャンペーンの実施 ・定期預金「スウィング」金利優遇キャンペーンの実施（若年層向け特典あり）（R3～R5）（再掲） ・退職金特別定期預金の実施（R4新規実施～R5）（再掲） ・ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーンの実施（夏期・冬期2回）（R3～R5） ・懸賞付定期預金キャンペーンの実施（R4新規実施～継続） ・振込手数料の引き下げ（R3） ② 事業利用分量配当の充実 ・各年度において事業利用分量配当を実施

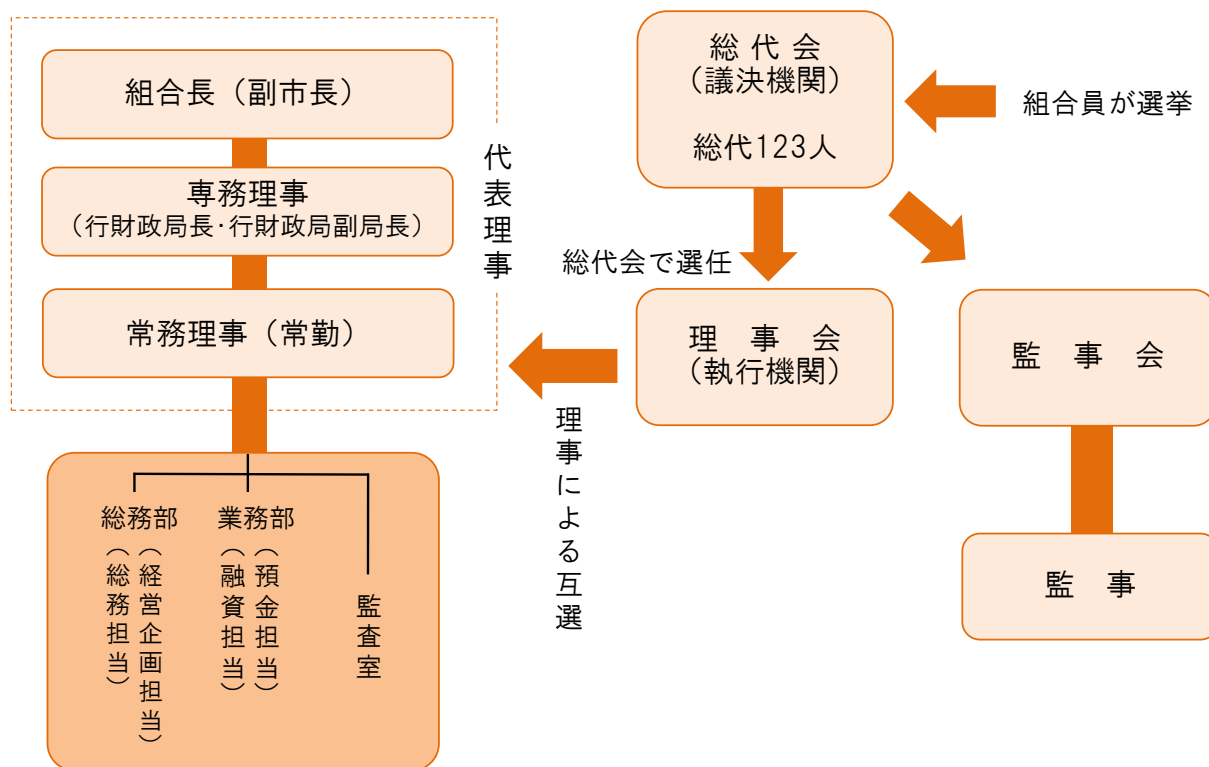
経営方針	実績
2 安定した経営基盤の確立	(1) 人材の育成・確保 ・積極的な金融経験者の採用 ・外部研修の活用 ・自己研鑽の奨励（資格取得者への取得費用助成） (2) 適切な預金量・融資量の確保 ① 融資商品の見直し ・奨学金借換ローンの新発売（令和4年4月・変動金利0.24%）（R4新規実施～継続）（再掲） ・教育ローンキャンペーンの実施（ノベルティ付与）（R4）（再掲） ・自動車ローンキャンペーンの実施（特別優遇金利）（R4～R5）（再掲） ・借入上限額の引上げ、借入期間の拡大、資金使途の拡充（R3） ・融資促進プロジェクトチームによる次年度に向けた商品・企画の検討（R4）（再掲） ・SSS住宅ローン（変動金利型）優遇金利の設定 ・自動車ローン特別金利キャンペーン ・教育ローンキャンペーン期間中契約者へのノベルティ付与 ・定年の引上げ（給料月額7割措置）に対する対応 ・しよくしん住宅ローン利用者の他ローン利用時の金利優遇 ・SSS住宅ローン（10年固定金利）における11年目以降の「固定型」再選択 ② 営業体制の強化・充実 ・しよくしんでの時間外融資相談の実施（R3開始～継続）（再掲） ・融資担当者による所属訪問（R3～継続）（再掲） ③ 個人融資を補完する新たな融資先の開発 ・融資担当者による外郭団体等訪問（R3～）（R4年度実績1件あり） ④ 預金キャンペーンの充実 ・定期預金「スウィング」金利優遇キャンペーンの実施（若年層向け特典あり）（R3～R5）（再掲） ・退職金特別定期預金の実施（R4新規実施～R5）（再掲） ・ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーンの実施（夏期・冬期2回）（R3～R5）（再掲） ・懸賞付定期預金キャンペーンの実施（R4新規実施～継続）（再掲） (3) 新規組合員の加入促進 ・神戸市等採用試験合格者に対して事前の加入案内の送付（R3～）及び口座開設特典の付与（R4～） ・採用時研修での説明会実施 (4) 内部業務の効率化・ペーパーレス化 ・電子決裁システム、勤怠管理システム、議事録電子化サービス・電子署名、グループウェア等の導入（R3） ・無線LAN導入（R4～）による各種会議のペーパーレス化（R3～）促進
3 信頼される経営態勢の継続	(1) ガバナンス（企業統治）およびコンプライアンス（法令遵守）体制の充実 ・内部研修の実施 ・通信講座の受講 ・外部研修等参加 ・顧問弁護士によるリーガルチェック・相談の強化 (2) リスク管理態勢の充実 ・規程類の改正 (3) 金融庁や国際機関等からの要請への対応 ・改正犯罪収益移転防止法等への対応（マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策） ・国際規制への的確な対応（FATCA・CRS） ・経常的なオフサイトモニタリングの実施 (4) 情報セキュリティ体制の推進 ・情報セキュリティ専門人材の採用（R3） ・情報セキュリティ研修（内部研修）の実施（R4） ・標的型メール訓練の実施（R4～） ・サイバー攻撃対応訓練「ホームページ改ざん対応」への参加 ・国・上部団体が主催する情報セキュリティ訓練への参加（R3・R4） (5) 災害時対応 ・事業継続計画（新型コロナウイルス編）の策定（R3） ・事業継続計画（大地震編）の策定（R5） ・兵庫県警察信用組合との災害連携協定（R3締結～継続） ・他職域4信組との災害時相互支援協定（R3締結～継続） ・大規模災害時を想定した安否確認（情報伝達）訓練の実施（R4～継続） ・コンティンジェンシープランに基づく顧客対応訓練の実施（R4） ・在宅勤務体制（リモートワーク用インフラ）の継続

(2) 計数目標達成状況（令和5年度末時点）

項目	目標値	令和5年度末
預金残高	760億円	780億円
融資残高	100億円	89億円
自己資本比率	20%	23.11%
経費削減率	令和5年度において令和2年度比3%削減	令和2年度比5.0%削減
当期純利益(税引後)	5,000万円	4,578万円

●事業の組織

(令和6年7月1日現在)



●役員一覧(理事および監事の氏名)

(令和6年7月1日現在)

組 合 長／今西 正男	専務理事／西尾 秀樹	専務理事／坂井 亘	常務理事／山田 恒子
理 事／加納 尚剛	理 事／三川 博英	理 事／近都 正之	理 事／桑形 雅彦
理 事／森川 誠也	理 事／高田 純	理 事／北川 学	理 事／小原 王之
理 事／五百旗頭 英裕	理 事／久常 順治	理 事／柴田 健太郎	理 事／橘 和雄
監 事／中田 裕子	監 事／山川 歩	監 事／吹田 勇人	

●主要な事業の内容

- | | |
|---------------------|--|
| A.預金業務 | |
| (イ) 預金 | 普通預金、定期預金、定期積金等を取り扱っています。 |
| (ロ) 譲渡性預金 | 取り扱っていません。 |
| B.貸出業務 | 証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。 |
| C.商品有価証券売買業務 | 取り扱っていません。 |
| D.有価証券投資業務 | 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。 |
| E.内国為替業務 | 振込、送金を取り扱っています。 |
| F.外国為替業務 | 取り扱っていません。 |
| G.社債受託及び登録業務 | 取り扱っていません。 |
| H.金融先物取引等の
受託等業務 | 取り扱っていません。 |

●証券業務

- ・公共債引受額…取り扱っていません。 ・公共債窓販実績…取り扱っていません。

● 國際業務

- ・外国為替取扱高…取り扱っていません。 ・外貨建資産残高…取り扱っていません。

●当組合の子会社

- 該当ありません。

●総代会について

1. 総代会のしくみ

当組合は、神戸市職員及びその退職者等を対象とし、「組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員にもっとも身近で信頼される金融機関を目指すこと」を基本理念とした職域信用組合です。

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員が26,670名（令和6年3月末現在）と多く、総会の開催が困難であるため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として総会に代わる「総代会」を設けています。

総代会では、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選挙された総代が、総会の権限に属する事項について協議します。

定時総代会は毎年6月末頃に開催し、前期の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案、当期の事業計画及び損益目論見書案の承認や役員選任に関する事項などを議決します。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、総代選挙規程に基づき選出されます。

（１）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各局室区等毎に選挙で選出されます。なお、当組合は選挙区を27に分け、総代の選出を行っています。

（２）総代の任期、定数

総代の任期は3年です。総代の定数は、110名以上130名以下としており、現在は123名です。選挙区別の定数は、毎年4月1日または10月1日における組合員数のうち、選挙の公示日の直近の組合員数により按分しています。

3. 総代会の決議事項

第70回定時総代会は、令和6年6月26日（水）午後4時より、神戸市役所1号館14階 大会議室にて開催されました。

当日は総代123名のうち107名の出席（うち、書面議決書による出席85名）のもと、全議案が可決・承認されました。

決議事項

報告案件	令和5年度（第70期）事業報告の件
第1号議案	令和5年度（第70期）計算書類等承認の件
第2号議案	第14次中期経営計画策定の件
第3号議案	令和6年度（第71期）事業計画案及び損益目論見書案承認の件
第4号議案	所在不明組合員の除名の件
第5号議案	役員報酬限度額及び支給基準を定める件
第6号議案	役員選任の件

4. 総代の選挙区・定数・総代数

(令和6年7月1日現在)

(単位：人)

選挙区	選挙区の範囲	総代定数	総代数
1	市長室、危機管理室、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局、労働組合、関係団体	2	2
2	企画調整局	2	2
3	地域協働局	1	1
4	行財政局	4	4
5	文化スポーツ局	2	2
6	福祉局	4	4
7	健康局	14	14
8	こども家庭局	8	8
9	環境局	7	7
10	経済観光局、農業委員会事務局	2	2
11	建設局	7	7
12	都市局	2	2
13	建築住宅局	2	2
14	港湾局	2	2
15	東灘区	1	1
16	灘区	1	1
17	中央区	2	2
18	兵庫区	2	2
19	北区・北神区役所	2	2
20	長田区	2	2
21	須磨区・北須磨支所	2	2
22	垂水区	2	2
23	西区	2	2
24	消防局	8	8
25	水道局・労働組合（水道）	4	4
26	交通局・労働組合（交通）	8	8
27	教育委員会事務局（学校園を含む）、労働組合（教育）	28	28
合 計		123	123

※総代名簿は事務所に備え付けています。

5. その他

組合員の皆様には、当ディスクロージャー誌をはじめ、当組合の商品内容や経営状況についてお知らせし、平時より当組合の経営に関心をもっていただくよう努めています。

また、組合員の皆様から頂戴したご意見やご要望につきましては、当組合の運営に反映させるように努めています。



令和5年度決算報告

●令和5年度 経営環境・事業概況

1. 事業方針

当組合は、主として神戸市職員を対象とする職域信用組合として、①組合員のライフステージに対応した事業の推進、②安定した経営基盤の確立、③信頼される経営態勢の継続を経営方針に定め、事業を推進しました。

2. 金融経済状況

令和5年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド復活による観光事業の回復、輸出関連企業を中心に好調な業績もみられ回復基調にありました。

一方で国内消費は資源高、円安の影響による物価高で低迷を続けています。日本銀行は従来の緩和的な金融政策の基本的な枠組みを維持しつつも、10年国債利回りの許容変動幅を実質的に拡大し、同政策の運営を柔軟化したことなどを背景に市場金利の上昇が見られました。

令和6年度については、高水準の賃上げが行われる一方で、円安基調に伴う物価上昇、国際情勢が不安定な中、3月のマイナス金利解除により金利上昇局面にあり、経済情勢は先行き不透明な状況です。

3. 業績

当組合を取り巻く金融経済環境は、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」の枠組みが継続されたことにより、低い貸出金利が続くなど厳しい環境ではありましたが、安定した経営基盤の確立に努め、下記の収益を確保致しました。

なお、主要項目の状況は下記のとおりです。

(1)預金・積金

令和5年度、退職金特別定期預金をはじめ、定期・積金キャンペーンを実施し預金量の確保を図ったものの、団体預金の大口の出金等の影響により前期末と比べて508百万円（△0.65%）の減少となりました。

(2)貸出金

SSS住宅ローン（退職金清算不要）は、令和5年5月より変動金利型の取扱いを開始し商品力を強化したこと等により、融資額を伸ばし融資残高の減少は下げ止まりつつありますが、既存商品のスカイローンの退職金清算を含む繰上げ償還等の影響が大きく、前期末と比べて149百万円（△1.64%）の減少となりました。

(3)損益

経常収益は、資金運用収益等の増加により、前期比50百万円（7.96%）の増加となりました。一方で経常費用は、国債等債券償却（有価証券の減損処理）93百万円を計上したこと等により、前期比97百万円（18.39%）の増加となり、この結果、当期純利益は前期末と比べて33百万円（△42.39%）減少し45百万円となりました。

4. 事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

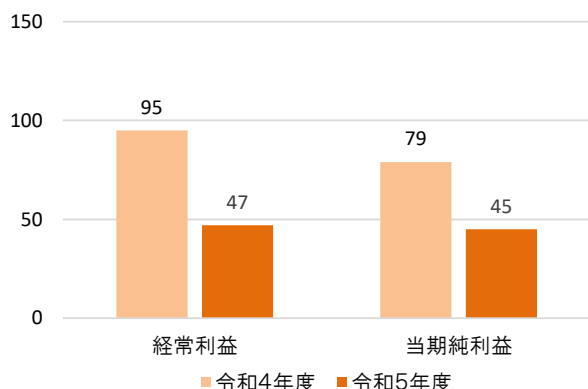
令和6年度、当組合は創立70周年及び第14次中期経営計画の初年度にあたり、①安定した経営を持続するための基盤の確立 ②より身近に感じていただける情報発信の充実 ③組合員から信頼される経営管理態勢の継続、を新たな経営方針と定め、組合員にもっとも身近で信頼される金融機関を目指します。また、より魅力的な商品の提供に努めるとともに、金融情勢の動向に機動的に対応することにより「融資量」の増強と「預金量」の確保を図ります。

●業績ハイライト

損益勘定の状況

(単位:百万円)

経常利益・当期純利益



経常収益は、資金運用収益等の増加により、増加したものの、国債等債券償却の計上等により経常費用の増加が大きく、当期経常利益は47百万円、当期純利益は45百万円となりました。

用語解説

経常利益

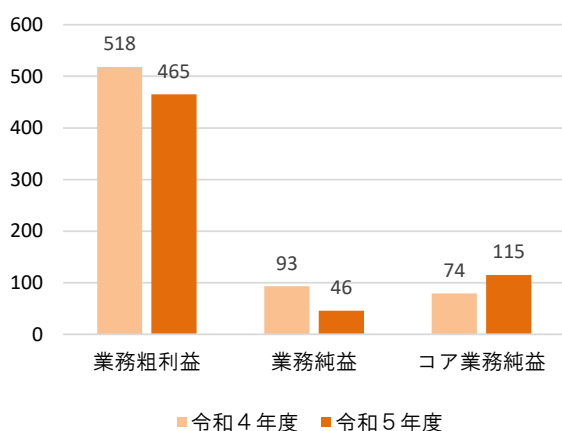
営業活動によって通常発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を差し引いたものです。

当期純利益

経常利益から、臨時的に発生した収益や費用（特別損益）を加減し、法人税等の税金を差し引いたものです。

業務粗利益・業務純益・コア業務純益

(単位:百万円)



(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	前期比
業務粗利益	518	465	△ 54
資金運用収支	549	586	37
役務取引等収支	△ 57	△ 56	1
その他業務収支	26	△ 65	△ 92
(業務粗利益率)	(0.58%)	(0.52%)	(△0.06%)
実質業務純益	93	46	△ 47
経費	425	418	△ 7
業務純益	93	46	△ 47
一般貸倒引当金繰入	-	-	-
コア業務純益	74	115	41
国債等債券損益	19	△ 68	△ 88
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	79	115	36
投資信託解約損益	△ 5	-	5

用語解説

業務粗利益

金融機関本来の業務で、どれぐらいの利益を上げているかを示す指標です。一般企業の「売上総利益」に相当し、以下の3つの項目で構成されています。

- ① 貸出金や有価証券など資金運用で得られる収益と、預金利息など資金調達にかかる費用の差である「資金運用収支」、
- ② サービスの対価として受け取った手数料などの収益と、支払った保険料・手数料等の費用の差である「役務取引等収支」、
- ③ ①②以外の収支で、国債等債券の売却・償還等による損益が含まれる「その他業務収支」

$$\text{※ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

実質業務純益・業務純益

業務粗利益から臨時的な色彩のない経費等を除いたものを「実質業務純益」といいます。

さらに、一般貸倒引当金繰入額を除いたものが「業務純益」で、金融機関が本来の業務活動で稼ぎ出した1年間の利益を表します。

一般企業の「営業利益」に相当します。

コア業務純益

実質業務純益から「国債等債券損益」を除いたものです。

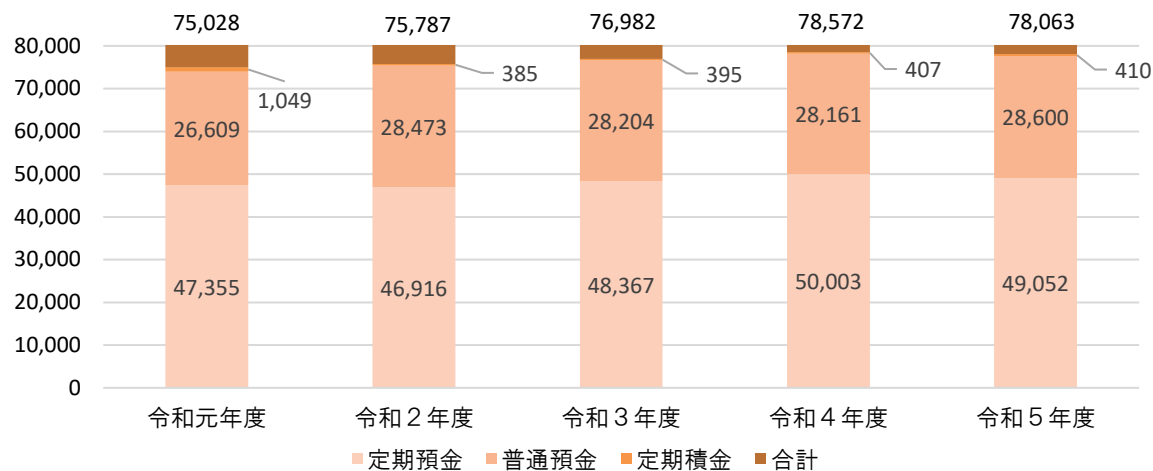
業務純益から特殊な変動要因を除くことで、より実質的な金融機関本来の業務による収益力を表します。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

主要勘定の状況

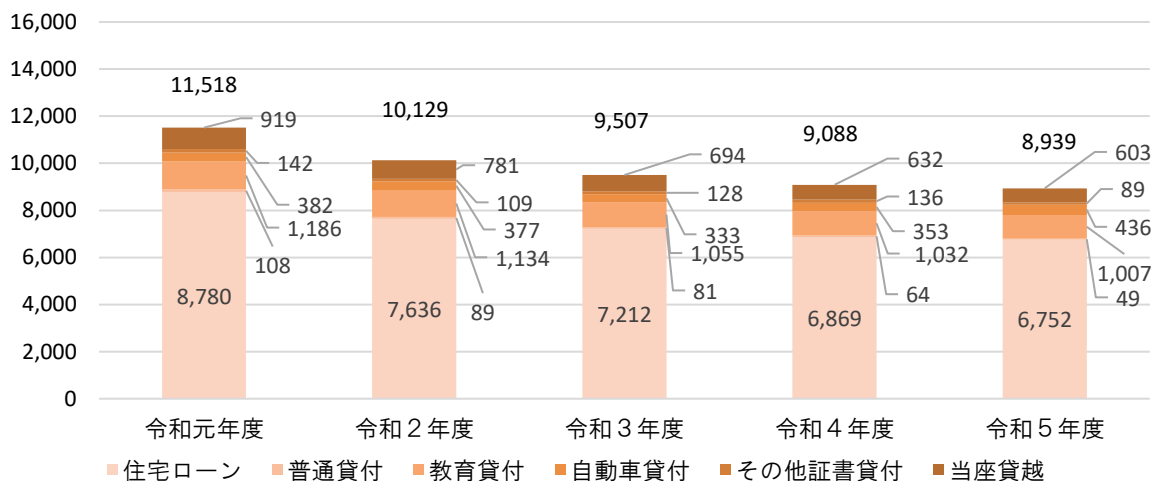
預金積金期末残高

(単位：百万円)



貸出金期末残高

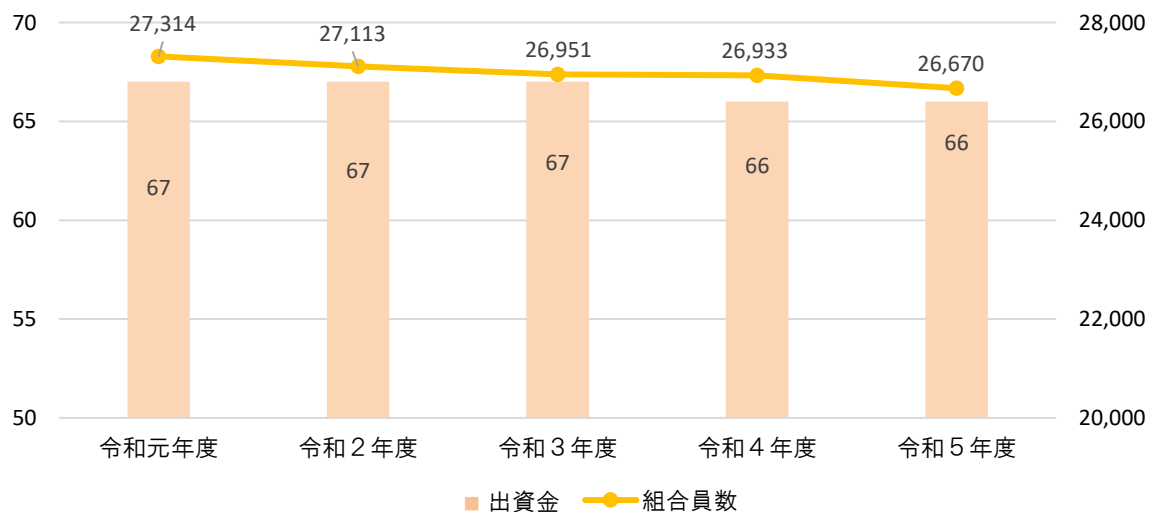
(単位：百万円)



出資金・組合員数の推移

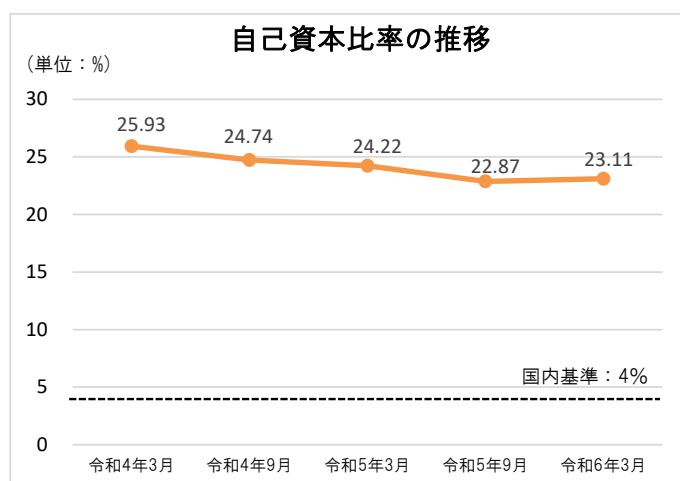
(単位：百万円)

(単位：人)



※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

自己資本比率の推移



国内基準（4%）を大きく上回る
23.11%

健全かつ安定した経営を維持しています！

用語解説

自己資本比率

金融機関の経営の健全度を示す指標のひとつです。

海外に営業所がある金融機関には国際基準の8%、当組合のように海外に営業所を持たない金融機関では国内基準の4%以上を維持することが求められています。

配当金について

当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた配当金や、事業利用度合いに応じた額の事業利用分量配当金が支払われます。事業利用分量配当は、組合員の皆様への利益還元を目的としております。

令和5年度については、決算の結果、以下の通り配当させていただきました。

出資配当

年3%

事業利用分量配当

預金利息 100円につき5円

貸出金利息 100円につき15円



※令和5年度末時点で組合員であり、同年度中に当組合の預金または融資をご利用いただいた方が対象です。

主要な事業のご案内

●預金

(令和6年7月1日現在)

種 類		金 利	説 明
普通預金			●普通預金…しょくしんの窓口・ATMから出し入れ自由 ●マイポケット…定額を給与・ボーナスから天引きし、本人の普通預金口座に入金 ●グループ預金…親睦会・旅行会等各種グループの会費を、会員の給与・ボーナスから天引きし、まとめてグループの普通預金口座に入金
定期預金	期日指定定期	店頭表示利率	●期 間／最長3年、据置期間1年、1年複利 ●預入金額／1,000円以上300万円未満
	スーパー定期 スーパー定期300		●期 間／3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額／スーパー定期は1,000円以上300万円未満 スーパー定期300は300万円以上1,000万円未満
	大口定期		●期 間／3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額／1,000万円以上
財形預金	一般財形	利率は期日指定定期預金(通帳式)に準ずる	●給与・ボーナス天引きで積み立て ●毎月積立てながら、必要に応じて払戻しができる
	住宅財形		●払戻しは住宅の取得等に限定(確認書類が必要) ●元本550万円まで非課税(年金財形との合算)
自動振込つみきん “スウィング” (乙種定期預金)		店頭表示利率	●給与から天引きにより1,000円単位で積み立て ●積立期間／1年(12回)・2年(24回)・3年(36回)・5年(60回) ●満期金は、しょくしん普通預金口座への自動振込

※ 口座を開設する際には、普通預金と自動継続型定期預金を一冊の通帳で管理でき、また定期預金の継続手続きの手間が省ける総合口座が便利です。また総合口座にすると、手続きなしで定期預金を担保として自動融資(当座貸越)が受けられます。

なお、ご融資の際の条件は下記のとおりとなっています。

【融資条件】融資利率…担保とする定期預金利率に0.5%を加算した率

融資限度…定期預金残高の90%または200万円のいずれか少ない金額

※ 当組合の預金は預金保険制度の保護対象となっています。

●融資

【申込資格】

(令和6年7月1日現在)

商品の種類		借入申込資格
住宅ローン	スリーエス SSS住宅ローン	○ 勤続3年以上かつ満21歳以上の組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方 ※ 産前・産後休暇、育児休業中の場合、職場復帰を予定しており継続的勤務が十分見込める方
	つなぎ融資	○ SSS住宅ローンの保証引受承諾が得られていること
	スカイローン (住宅ローン)	○ 勤続3年以上かつ満25歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方(産前・産後休業中、育児休業中も申込可)
目的ローン	多目的ローン・教育ローン 自動車ローン・結婚ローン 住宅ローン(無担保) 災害ローン・葬祭ローン 医療ローン こうのとりのりローン	○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員
	奨学金借換ローン	○ 条件付き採用期間終了後に本採用された組合員で満18歳以上の方 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員
カードローン	えるポケットローン	○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 ○ 当組合指定の保証会社の保証を受けられる組合員

※ 再任用職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。

【必要書類】

各商品とも借入申込時に資金使途確認書類のほか、次の書類が必要です。

- ・ 前年の年収額を確認できる書類
(源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書など)
- ・ 直近の給与明細書
- ・ その他当組合が指定する書類

【融資限度額】

商品ごとの限度額条件の範囲内で、借入残高合計1,500万円上限ただし、SSS住宅ローン・スカイローン・カードローンを除きます。

【融資商品の概要】

(令和6年7月1日現在)

商 品 の 種 類		資 金 使 途	融 資 限 度 額	金 利
住 宅 ロ ー ン	SSS住宅ローン (固定10年)	○ 本人が所有（共有を含む）し、本人がお住まいになるための土地及び住宅、マンション購入、住宅の新築、増改築、改修、付帯工事、外構工事（いずれも原則として借地は対象外）、諸費用、底地を取得するための費用 ○ 上記費用にかかる他の金融機関の住宅ローンお借換	○ 1件あたり100万円～8,000万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただしSSS住宅ローンの借入残高合計8,000万円が上限)	【当初10年間】 固定金利0.95% (店頭表示金利より△1.80%) 【11年目以降】 変動金利0.90% 固定金利2.00% (店頭表示金利より△0.75%)
	SSS住宅ローン (変動金利)			変動金利0.45% ※キャンペーン金利 (店頭表示金利より△1.20%)
	つなぎ融資	「自己居住用住宅の建築等」に要する手付金・中間金・最終金等		※ 1.65%
	スカイローン (住宅ローン)	○ 本人が所有（共有を含む）し、本人または家族（本人及び配偶者の親を含む）がお住まいになるための土地及び住宅、マンション購入、住宅の新築、増改築、改修、付帯工事、外構工事、底地を取得するための費用 ○ 上記費用にかかる他の金融機関の住宅ローンお借換	○ 1件あたり30万円～3,000万円以内（1万円単位） (ただし、必要額(契約金額+諸経費200万円程度)の90%以内) ○ 2件以上ご利用可能 (ただしスカイローンの借入残高合計3,000万円が上限)	※ 1.65%
目 的 ロ ー ン	多目的ローン	自由（ただし、事業性資金、投機性資金、他金融機関からの借入返済資金、生活費補てん資金などを除きます）	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし多目的ローンの借入残高合計500万円が上限)	※ 3.70%
	教育ローン	○ 本人、お子様または扶養親族等の修学資金のうち今後1年間に支払いが必要な資金 ○ 他の金融機関等の教育資金の借入の借換	○ 1件あたり10万円～1,000万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 ○ 同一就学者の場合、既借入残高を上限1,000万円で借換可能	※ 1.90%
	自動車ローン	○ 本人、配偶者またはお子様が使用する乗用車、バイク、スクーター、電動アシスト付き自転車の購入資金（中古車可） ○ 車検費用、修理費用、自動車免許取得費用、自家用自動車の部品・用品購入資金、自動車保険 ○ 他の金融機関等の自動車ローン等の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし自動車ローンの借入残高合計500万円が上限)	※ 2.70%
	結婚ローン	○ 本人、またはお子様の結婚式・披露宴・新婚旅行・海外挙式（渡航費用を含む）に係る費用等 ○ 他の金融機関等利用中の結婚資金の借入の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能	※ 2.70%
	住宅ローン (無担保)	○ 本人が居住するための土地・住宅を取得するための資金 ○ 本人の自宅の建築・増改築・内外改装工事・付帯工事にかかる資金	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能	※ 1.95%
	災害ローン	本人が水害、震災、火災その他の自然災害により自宅に損害を受けたときに緊急に必要な資金（ただし、り災を証する公的書類発行後2か月以内の貸付申込に限ります）	○ 1件あたり10万円～100万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし災害ローンの借入残高合計100万円が上限)	※ 2.70%
	葬祭ローン	○ 本人の2親等以内の親族の葬儀資金 ○ 墓地・墓園（永代使用料を含む）・墓石の購入費用等	○ 1件あたり10万円～200万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし葬祭ローンの借入残高合計200万円が上限)	※ 2.70%
	こうのとりのりローン	○ 本人または配偶者の出産にかかる費用（ただし、出産予定日の1か月前から出産後1か月以内の貸付申込に限ります） ○ 本人または配偶者の不妊治療にかかる検査・投薬・治療費など	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 ○ 既借入残高を上限500万円で借換可能	※ 2.70%
	医療ローン	本人または配偶者、健康保険の被扶養者の入院治療費用	○ 1件あたり10万円～200万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし医療ローンの借入残高合計200万円が上限) ○ 同一患者の場合、既借入残高を上限200万円で借換可能	※ 2.70%
	奨学金借換ローン	○ 本人の奨学金の借換資金 ○ 日本学生支援機構、自治体、学校法人、財団法人等（いずれも国内のものに限ります）から借入中の奨学金の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位）	※ 0.24%
カ ー ド ロ ー ン	えるポケットローン	自由（ただし、事業性資金、投機性資金は対象外）	極度額は50万円・80万円又は100万円から選択して申込	※ 5.20%

◇ 変動金利は6か月ごとに見直しを行っています。

(※ 変動金利)

◇ 詳しくは店頭の商品概要説明書またはしよくしんホームページをご覧ください。返済額の試算等、詳細については業務部（融資担当）窓口へお問い合わせください。

◇ 申込等で来店される場合は、事前に来店日時のご予約をお願いいたします。

●手数料一覧

非組合員の場合は（ ）内の金額

(令和6年7月1日現在)

種 類					料金（税込み）	
振込	ATM	しょくしん宛			無 料	
		他行宛	キャッシュカード	しょくしんのカード	5万円未満	110円（160円）
					5万円以上	110円（330円）
			他行カード(*1)	5万円未満	160円（160円）	
				5万円以上	330円（330円）	
			現 金		5万円未満	380円（380円）
					5万円以上	550円（550円）
		窓口	しょくしん宛		5万円未満	110円（220円）
	5万円以上				330円（440円）	
	他 行 宛		5万円未満	380円（490円）		
			5万円以上	550円（660円）		
	インターネットバンキング	しょくしん宛			無 料	
他行宛			110円（160円）			
振込の組戻料					1件	無 料
通帳・証書等再発行					440円	
カード再発行					440円	
証明書発行手数料		残高証明書		1通	無 料	
		融資証明書		1通	無 料	
		その他証明書		1通	無 料	
しょくしんATM入出金 ※月～金曜(祝日除く) 8:45～17:00まで				しょくしんのカード		無 料
				他行カード		110円
提携金融機関ATM・CD(*2) ※全日(1年中) 8:00～21:00 ※セブン銀行は 0:00～4:00／4:10～24:00で利用できます。 ただし、メンテナンス等で利用できない場合があります。					一旦負担していただき、利用月の翌月20日頃 ご利用口座に返戻	

(*1) 他行キャッシュカードによる振込には、別途出金手数料(1回につき110円)が必要です。

(*2) 一部の外資系金融機関はご利用できません。

1日当たりの出金限度額は、提携金融機関ATM利用分を含めて100万円です。

ご利用の詳細は、金融機関により異なります。

●預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金)として全額保護されます。

また、利息の付く普通預金や定期預金等は、1金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金等の分類			保護の範囲
対預金 対象預金 保険等の (注)	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 (1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))

(注) 他人・架空名義の預金、導入預金などは対象から除外されます。

預金保険機構

ホームページ

<https://www.dic.go.jp/>

問い合わせ窓口

電話：03-6262-5945

経営管理体制

●法令等遵守体制

「法令等遵守（コンプライアンス）」とは、法令やルールを厳格に遵守するだけでなく、社会的規範を全うすることをいいます。

当組合では、コンプライアンスポリシー、コンプライアンスマニュアルを策定し、日常の業務遂行上におけるコンプライアンスの徹底はもとより、内部検査等によるチェックを行っております。

今後とも全ての役職員にコンプライアンスを徹底することにより、適正な業務運営を行い、健全経営を確保していきます。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合窓口または総務部にお申し出ください。

【神戸市職員信用組合 総務部】 電話：078-984-0500

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：8時45分～17時30分

なお、苦情対応手続について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

●紛争解決措置

- ・東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能です。各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9時00分～17時00分

電話：03-3567-2456

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2 商品の選択・購入は、お客様自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識向上に努めます。
- 4 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、窓口までお問い合わせください。

●地域貢献に対する取組

1. 地域に貢献する信用組合の姿勢

当組合は組合員の相互扶助に基づく「協同組合組織の金融機関」として、金融業務を通して組合員の福利厚生向上を図り、組合員の皆様が職場で安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献することを目的としています。

2. 融資を通じた貢献

(1) 貸出件数と金額

令和6年3月末における貸出先数は 2,015 先、貸出金額は 8,939 百万円で、現職職員の約1割の皆様にご利用いただいています。

住宅ローン	876件	6,752百万円
その他のローン	2,221件	2,186百万円

(2) 融資商品の概要

当組合の融資商品は、住宅購入やリフォームを目的とした「SSS（スリーエス）住宅ローン」・「スカイローン」・「住宅ローン」、お子さまの教育資金のための「教育ローン」、目的自由な「多目的ローン」、急な出費に備えた「えるポケットローン」など組合員の皆様のライフスタイルに応じて商品を取り揃えています。

3. 預金を通じた貢献

職域信用組合の特徴を活かした給与天引商品として「定期積金」「マイポケット」や「一般財形」「住宅財形」を取り扱っているほか、「定期預金」「普通預金」などで組合員の皆さまの財産形成や資金決済などにご利用いただいています。

また、本店以外にも市役所1号館、各区役所（中央区役所及び北神区役所を除く）、中央市民病院・西市民病院にATMを設置しており、本庁勤務の方以外にもお気軽にご利用いただけます。

4. 社会貢献に関する活動

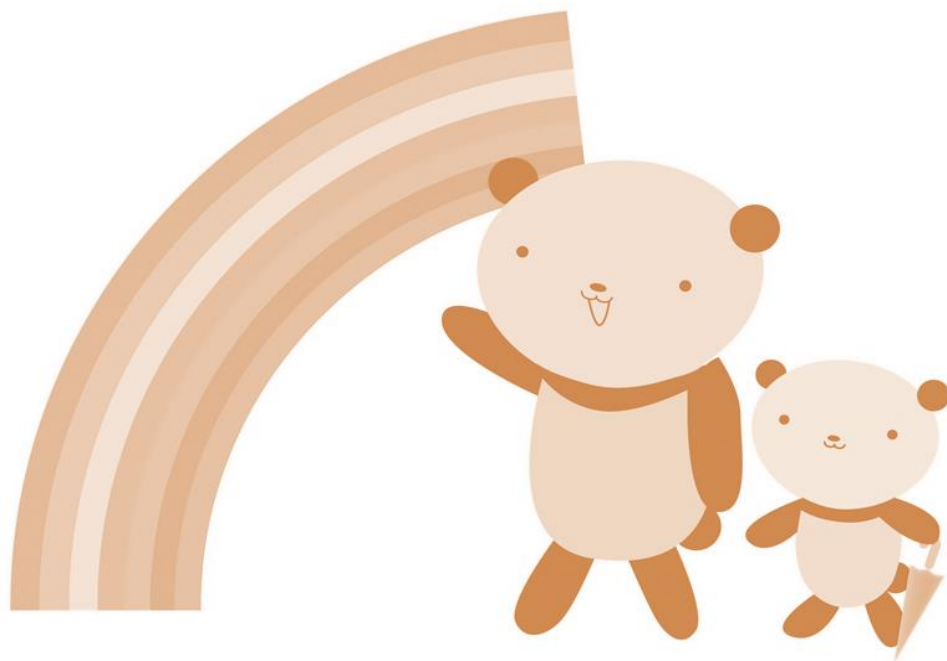
当組合では、各種団体への寄付や事業の協賛を通じて、幅広い分野への社会貢献活動を行っています。令和5年度は、神戸市社会福祉協議会が行う高齢者・障害者等の権利擁護支援事業及び神戸交通遺児をみまもる会への寄付を通じ社会福祉増進を応援してきました。また、他の厚生団体が実施する各種厚生事業への協賛も行っています。今後も積極的な社会貢献活動に取り組んでまいります。

●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

外郭団体等神戸市関係団体を対象とした「非定型ローン（団体向け融資）」を企画開発し、資金繰り支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用について

該当ありません



資料編目次

経理・経営内容

● 貸借対照表*	 P.20	● 資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息・利回り*	 P.23
● 損益計算書*	 P.22	● 受取利息及び支払利息の増減*	 P.23
● 剰余金処分計算書*	 P.22	● 総資産利益率*	 P.23
● 法定監査の状況	 P.22	● 総資金利鞘等*	 P.23
● 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	 P.22	● 先物取引の時価情報	 P.23
● 主要な経営指標の推移	 P.23	● 役務取引の状況	 P.24
経常収益*・経常利益*		● その他業務収益の内訳	 P.24
当期純利益*・預金積金残高*		● 有価証券の時価等情報*	 P.24
貸出金残高*・有価証券残高*		● 職員1人当たりの預金及び貸出金残高	 P.25
総資産額*・純資産額*		● 預貸率及び預証率*	 P.25
単体自己資本比率*・出資総額*		● オフ・バランス取引の状況	 P.25
出資総口数*		● 内国為替取扱実績	 P.25
出資に対する配当金*・職員数*		● 代理貸付取扱実績	 P.25
● 粗利益*	 P.23		
業務粗利益・業務粗利益率			
業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益を除く）、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支			
● 経費の内訳	 P.23		

資金調達

● 預金種目別平均残高*	 P.25	● 財形貯蓄残高	 P.25
● 預金者別預金残高	 P.25	● 定期預金種類別残高*	 P.25

資金運用

● 有価証券種類別平均残高*	 P.26	● 貸出金使途別残高*	 P.27
● 住宅ローン	 P.26	● 貸出金業種別残高・構成比*	 P.27
その他のローン残高		● 貸倒引当金の内訳*	 P.27
● 貸出金償却額*	 P.26	● 貸出金金利区分別残高*	 P.27
● 有価証券種類別残存期間別残高*	 P.26	● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	 P.27
● 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	 P.26		
● 貸出金種類別平均残高*	 P.26		

経営管理体制

リスク管理体制*

● 信用リスクに関する事項	 P.28	● 金利リスクに関する事項	 P.29
● オペレーショナル・リスクに関する事項	 P.28		

自己資本の充実の状況について*

● 自己資本の構成に関する事項	 P.30	● 信用リスク削減手法に関する事項	 P.33
● 自己資本調達手段の概要	 P.31	● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	 P.33
● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	 P.31	● 証券化エクスポージャーに関する事項	 P.33
● 自己資本の充実度に関する事項	 P.31	● 出資等エクスポージャーなどに関する事項	 P.33
● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	 P.32		

参考規程

● 個人情報保護宣言	 P.34	● 内部統制基本方針	 P.35
------------	------------	------------	------------

*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目		金 額	
(資 産 の 部)		令和4年度	令和5年度
現 金	金	362,030	358,563
預 け	金	20,165,135	18,413,802
有 価 証 券	金	56,105,501	57,338,621
国 債	債	5,213,300	3,720,600
地 方 債	債	7,224,750	6,029,198
社 債	債	40,163,604	43,460,123
株 式	債	100	100
そ の 他 の 証 券	債	3,503,747	4,128,600
貸 出 金	金	9,088,541	8,939,059
証 書 貸 付	金	8,455,777	8,335,440
当 座 貸 越	金	632,763	603,618
そ の 他 資 産	金	1,216,524	1,024,329
未 決 済 為 替 貸	金	1,692	3,005
全 信 組 連 出 資 金	金	600,700	600,700
前 払 費 用	金	2,273	2,319
未 収 収 益	金	101,682	108,902
そ の 他 の 資 産	金	510,175	309,402
有 形 固 定 資 産	金	83,023	67,701
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	金	83,023	67,701
無 形 固 定 資 産	金	4,499	9,854
ソ フ ト ウ ェ ア	金	4,139	9,495
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	359	359
繰 延 税 金 資 産	金	189,849	296,878
貸 倒 引 当 金	金	△ 27,231	△ 26,812
(うち個別貸倒引当金)	金	-	-
資 産 の 部 合 計	金	87,187,874	86,421,997

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- その他の有形固定資産 3年 ～ 20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務部の協力の下に総務部が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点での収益を認識しております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 209百万円
13. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中

(単位：千円)

科 目		金 額	
(負 債 の 部)		令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	金	78,572,573	78,063,835
普 通 預 金	金	28,161,246	28,600,538
定 期 預 金	金	50,003,998	49,052,788
定 期 積 金	金	407,328	410,506
そ の 他 の 預 金	金	-	3
そ の 他 負 債	金	59,811	72,877
未 決 済 為 替 借	金	15,116	34,161
未 払 費 用	金	28,809	30,090
給 付 補 填 備 金	金	231	227
未 払 法 人 税 等	金	8,700	-
払 戻 未 済 金	金	1,206	1,130
そ の 他 の 負 債	金	5,746	7,268
賞 与 引 当 金	金	11,326	13,246
睡眠預金払戻損失引当金	金	1,311	1,220
負 債 の 部 合 計	金	78,645,022	78,151,179
(純資産の部)			
出 資 金	金	66,793	66,383
普 通 出 資 金	金	66,793	66,383
利 益 剰 余 金	金	8,972,434	8,989,534
利 益 準 備 金	金	113,843	113,843
そ の 他 利 益 剰 余 金	金	8,858,591	8,875,691
特 別 積 立 金	金	8,423,840	8,583,840
(記念事業積立金)	金	170,000	170,000
(事務機械化積立金)	金	85,000	85,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	金	434,751	291,850
組 合 員 勘 定 合 計	金	9,039,228	9,055,918
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	△ 496,376	△ 785,100
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	△ 496,376	△ 785,100
純 資 産 の 部 合 計	金	8,542,852	8,270,817
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	金	87,187,874	86,421,997

- の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は12百万円であります。また、危険債権額はありません。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
14. 貸出金のうち、3月以上延滞債権額はあります。
- 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額16百万円であります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建の又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、3月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は28百万円であります。
- なお、13から16に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- 担保提供している資産 預け金 1,425百万円
- 担保資産に対応する債務 -
18. 出資1口当たりの純資産額は、62,295円73銭です。
19. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する主な金融資産は、預け金、有価証券及び貸出金です。
- 預け金は他の金融機関への預け金で主に全国信用協同組合連合会の定期預金であります。
- また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。貸出金は主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は業務部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、総務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理方針や金利リスク管理規程等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において検討された内容について理事会で報告しております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで ALM 委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価は、2,194 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融資産のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注 2）参照）

(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	時価	差額	
(1) 預け金	18,413	18,401	△ 11	
(2) 有価証券	57,338	57,330	△ 8	
満期保有目的の債券	600	591	△ 8	
その他有価証券	56,738	56,738	-	
(3) 貸出金	8,939	8,939	-	
貸倒引当金（※ 1）	△ 26	△ 26	-	
貸出金小計	8,912	8,912	-	
金融資産計	84,664	84,644	△ 20	
(1) 預金積金	78,063	78,068	4	
金融負債計	78,063	78,068	4	

（※ 1）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融資産の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、20.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお残存期間が（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注 2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	0
組合出資金（※）	600
合 計	600

（※）非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	18,413 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他有価証券のうち満期のあるもの				
国 債	-	-	537	3,183
地 方 債	2,303	3,092	533	100
社 債	3,495	22,977	16,420	566
外国証券	-	1,097	580	227
満期保有目的の債券				
外国証券	-	300	-	300
貸出金（※2）	875	2,923	2,077	2,458
合 計	25,088	30,389	20,149	6,836

（※1）預け金のうち、流動性預け金は「1 年以内」に含めております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（注 4）有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	45,501 百万円	31,229 百万円	- 百万円	- 百万円
合 計	45,501	31,229	-	-

（※）預金積金のうち、要求払預金については「1 年以内」に含めております。

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「投資信託」が含まれております。以下 22.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	300	306	6
小 計	300	306	6

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	300	284	△ 15
小 計	300	284	△ 15
合 計	600	591	△ 8

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
国 債	1,896 百万円	1,813 百万円	83 百万円
地 方 債	6,029	5,945	83
社 債	8,950	8,910	40
外国証券	200	200	0
投資信託	-	-	-
小 計	17,077	16,869	207

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
国 債	1,823 百万円	2,010 百万円	△ 186 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	34,509	35,350	△ 841
外国証券	1,704	1,800	△ 95
投資信託	1,623	1,784	△ 160
小 計	39,661	40,945	△ 1,284
合 計	56,738	57,815	△ 1,076

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,520 百万円	45 百万円	21 百万円

24. 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、その他有価証券 93 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「神戸市職員信用組合余裕資金運用規定」及び「神戸市職員信用組合ロスカットマニュアル」の規程に基づくものです。

25. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 615 百万円であり、これらは、すべて原契約期間が 1 年超のものであります。

これらの契約については、債権の保全、その他の相当の理由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。

26. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	3 百万円
未払事業税	0
その他	2
その他有価証券評価差額金	291
繰延税金資産小計	298
評価引当額	△ 1
繰延税金資産合計	296

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	629,438	679,539
資 金 運 用 収 益	591,196	623,923
貸 出 金 利 息	163,840	153,105
預 け 金 利 息	26,901	25,519
有価証券利息配当金	385,569	430,413
その他の受入利息	14,885	14,885
役 務 取 引 等 収 益	5,255	5,496
受入為替手数料	2,554	2,720
その他の役務収益	2,700	2,776
そ の 他 業 務 収 益	31,587	49,609
国債等債券売却益	19,281	45,998
その他の業務収益	12,306	3,610
そ の 他 経 常 収 益	1,399	510
貸倒引当金戻入益	1,309	418
その他の経常収益	90	91
経 常 費 用	534,358	632,177
資 金 調 達 費 用	41,350	36,941
預 金 利 息	41,456	36,725
給付補填備金繰入額	187	215
借 用 金 利 息	△ 293	-
役 務 取 引 等 費 用	62,660	61,958
支払為替手数料	11,167	11,019
その他の役務費用	51,492	50,938
そ の 他 業 務 費 用	5,084	114,940
国債等債券売却損	-	21,015
国債等債券償却	-	93,852
その他の業務費用	5,084	72
経 費	425,172	418,224
人 件 費	201,578	200,102
物 件 費	206,519	198,271
税 金	17,075	19,850
そ の 他 経 常 費 用	90	112
そ の 他 の 経 常 費 用	90	112
経 常 利 益	95,080	47,361
税引前当期純利益	95,080	47,361
法人税、住民税及び事業税	15,954	1,333
法 人 税 等 調 整 額	△ 345	247
法 人 税 等 合 計	15,609	1,580
当 期 純 利 益	79,471	45,781
繰越金（当期首残高）	355,279	246,069
当 期 未 処 分 剰 余 金	434,751	291,850

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当りの当期純利益 399円91銭

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	434,751	291,850
積 立 金 取 崩	-	-
特 別 積 立 金	-	-
うち事務機械化積立金	-	-
剰 余 金 処 分 額	188,681	26,826
普通出資に対する配当金	2,030	2,013
(年3%の割合)	(年3%の割合)	(年3%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	26,650	24,812
う ち 預 金 利 息	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
う ち 貸 付 金 利 息	(100円につき15円の割合)	(100円につき15円の割合)
特 別 積 立 金	160,000	-
繰 越 金	246,069	265,024

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

●法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性及び透明性を高める観点から、同法に基づく監査に準じて、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月27日
 神戸市職員信用組合
 組合長 今 西 正 男



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●主要な経営指標の推移

(単位：千円、%、口、人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	655,864	607,201	600,110	629,438	679,539
経 常 利 益	135,079	76,427	71,351	95,080	47,361
当 期 純 利 益	106,270	69,404	63,106	79,471	45,781
預 金 積 金 残 高	75,028,090	75,787,317	76,982,322	78,572,573	78,063,835
貸 出 金 残 高	11,518,695	10,129,501	9,507,221	9,088,541	8,939,059
有 価 証 券 残 高	50,084,501	52,857,111	55,230,506	56,105,501	57,338,621
総 資 産 額	85,080,617	86,504,488	87,208,957	87,187,874	86,421,997
純 資 産 額	9,686,802	9,658,712	9,340,312	8,542,852	8,270,817
自己資本比率（単体）	22.83 %	26.18 %	25.93 %	24.22 %	23.11 %
出 資 総 額	67,458	67,246	67,052	66,793	66,383
出 資 総 口 数	134,917 口	134,492 口	134,104 口	133,587 口	132,767 口
出資に対する配当金	-	-	-	2,030	2,013
職 員 数	26 人	24 人	32 人	27 人	31 人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

●粗利益

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 益	591,196	623,923
資 金 調 達 費 用	41,350	36,941
資 金 運 用 収 支	549,846	586,982
役 務 取 引 等 収 益	5,255	5,496
役 務 取 引 等 費 用	62,660	61,958
役 務 取 引 等 収 支	△ 57,405	△ 56,461
そ の 他 業 務 収 益	31,587	49,609
そ の 他 業 務 費 用	5,084	114,940
そ の 他 業 務 収 支	26,502	△ 65,331
業 務 粗 利 益	518,943	465,188
業 務 粗 利 益 率	0.59%	0.53%
業 務 純 益	93,770	46,964
実 質 業 務 純 益	93,770	46,964
コ ア 業 務 純 益	74,489	115,834
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	79,489	115,834

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
※ 資金運用勘定＝預け金＋有価証券＋貸出金＋全信組連出資金
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息・利回り

(単位：百万円、千円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	4 年度	88,109 百万円	591,196 千円	0.67 %
	5 年度	88,275	623,923	0.70
う ち 貸 出 金	4 年度	9,003	163,840	1.81
	5 年度	8,731	153,105	1.75
う ち 預 け 金	4 年度	22,036	26,901	0.12
	5 年度	20,220	25,519	0.12
う ち 有 価 証 券	4 年度	56,468	385,569	0.68
	5 年度	58,723	430,413	0.73
資 金 調 達 勘 定	4 年度	80,025	41,350	0.05
	5 年度	80,179	36,941	0.04
う ち 預 金 積 金	4 年度	79,733	41,643	0.05
	5 年度	80,179	36,941	0.04
う ち 借 用 金	4 年度	291	△ 293	△ 0.10
	5 年度	-	-	-

●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 (a)	0.67	0.70
資金調達原価率 (b)	0.58	0.56
総資金利鞘 (a)－(b)	0.08	0.13

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	201,578	200,102
報 酬 給 料 手 当	175,158	170,740
賞与引当金純繰入額	10	1,920
社 会 保 険 料 等	26,409	27,441
物 件 費	206,519	198,271
事 務 費	112,461	112,053
固 定 資 産 費	42,824	42,915
事 業 費	12,396	11,494
人 事 厚 生 費	1,002	580
減 価 償 却 費	27,008	20,042
預 金 保 険 料	10,826	11,186
税 金	17,075	19,850
経 費 合 計	425,172	418,224

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息 の 増 減	12,019	32,726
支 払 利 息 の 増 減	25,968	△ 4,408

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.10	0.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08	0.05

(注)総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

●先物取引の時価情報

該当ありません。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	5,255	5,496
受 入 為 替 手 数 料	2,554	2,720
そ の 他 の 受 入 手 数 料 等	2,700	2,776
役 務 取 引 等 費 用	62,660	61,958
支 払 為 替 手 数 料	11,167	11,019
そ の 他 の 支 払 手 数 料	7,783	7,770
その他の役務取引等費用	43,708	43,167

●その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国 債 等 債 券 売 却 益	19,281	45,998
国 債 等 債 券 償 還 益	-	-
そ の 他 の 業 務 収 益	12,306	3,610
そ の 他 業 務 収 益 合 計	31,587	49,609

●有価証券の時価等情報

以下には「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「投資信託」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	300	306	6
	小 計	-	-	-	300	306	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	600	578	△21	300	284	△15
	小 計	600	578	△21	300	284	△15
合 計		600	578	△21	600	591	△8

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	4,110	3,915	194	1,896	1,813	83
	地 方 債	7,224	7,077	147	6,029	5,945	83
	社 債	9,983	9,909	74	8,950	8,910	40
	外 国 証 券	-	-	-	200	200	0
	投 資 信 託	-	-	-	-	-	-
	小 計	21,319	20,902	416	17,077	16,869	207
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	1,102	1,192	△89	1,823	2,010	△186
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	30,179	30,902	△722	34,509	35,350	△841
	外 国 証 券	1,300	1,400	△99	1,704	1,800	△95
	投 資 信 託	1,602	1,789	△186	1,623	1,784	△160
	小 計	34,186	35,283	△1,097	39,661	40,945	△1,284
合 計		55,505	56,186	△681	56,738	57,815	△1,076

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 貸借対照表計上額	令和5年度 貸借対照表計上額
非上場株式	0	0
組合出資金	600	600

(注) 非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
職員1人当たりの預金残高	2,910,095	2,518,188
職員1人当たりの貸出金残高	336,612	288,356

(注) 期末預金(貸出金)残高÷信用組合の期末職員数

●預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 貸 率	(期 末) 11.56	11.45
	(期 中 平 均) 11.29	10.89
預 証 率	(期 末) 71.40	73.45
	(期 中 平 均) 70.82	73.23

●オフ・バランス取引の状況

オフバランス取引としては、当座貸越契約がありますが、これらの契約に係る当期末融資未実行残高は615,850千円となっています。

●内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
振込	他の金融機関向け	12,450	18,157	12,877	15,578
	他の金融機関から	39,629	10,811	39,003	10,235

●代理貸付取扱実績

令和5年度中の取扱実績はありません。

資金調達

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	28,238,050	35.4	28,473,966	35.5
定 期 性 預 金	51,495,502	64.6	51,705,456	64.5
合 計	79,733,553	100.0	80,179,423	100.0

●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	75,164,108	95.7	74,963,791	96
法 人	3,408,465	4.3	3,100,043	4
合 計	78,572,573	100.0	78,063,835	100.0

●財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
財形貯蓄残高	11,328,895	11,085,713

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
固定金利定期預金	50,003,998	49,052,788



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	5,673,683	10.0	4,280,000	7.3
地 方 債	7,213,777	12.8	6,712,302	11.4
社 債	39,842,523	70.5	43,483,970	74.0
株 式	100	0.0	100	0.0
外 国 証 券	1,780,824	3.2	2,460,395	4.2
そ の 他 の 証 券	1,957,931	3.5	1,786,255	3.0
合 計	56,468,839	100.0	58,723,023	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●住宅ローン・その他のローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
住 宅 ロ ー ン	6,869,220	75.6	6,752,688	75.5
そ の 他 の ロ ー ン	2,219,321	24.4	2,186,370	24.5
合 計	9,088,541	100.0	8,939,059	100.0

●貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期限の定めのないもの
国 債	令和4年度末	1,106,800	504,400	1,100,750	2,501,350	-
	令和5年度末	-	-	537,500	3,183,100	-
地 方 債	令和4年度末	1,105,120	5,009,080	897,810	212,740	-
	令和5年度末	2,303,450	3,092,278	533,010	100,460	-
社 債	令和4年度末	2,303,940	18,346,370	18,934,484	578,810	-
	令和5年度末	3,495,780	22,977,140	16,420,623	566,580	-
株 式	令和4年度末	-	-	-	-	100
	令和5年度末	-	-	-	-	100
外 国 証 券	令和4年度末	-	790,410	569,490	519,087	21,903
	令和5年度末	-	1,397,170	580,260	527,190	-
そ の 他 の 証 券	令和4年度末	-	-	-	-	1,602,857
	令和5年度末	-	-	-	-	1,623,980
合 計	令和4年度末	4,515,860	24,650,260	21,502,534	3,811,987	1,624,860
	令和5年度末	5,799,230	27,466,588	18,071,393	4,377,330	1,624,080

●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末	16,491	0.2	-
	令和5年度末	20,269	0.2	-
不 動 産	令和4年度末	6,648,122	73.2	-
	令和5年度末	6,549,674	73.3	-
そ の 他	令和4年度末	50,000	0.6	-
	令和5年度末	0	0.0	-
小 計	令和4年度末	6,714,613	73.9	-
	令和5年度末	6,569,943	73.5	-
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	1,910,223	21.0	-
	令和5年度末	1,917,990	21.5	-
保 証	令和4年度末	452,471	5.0	-
	令和5年度末	439,287	4.9	-
信 用	令和4年度末	11,232	0.1	-
	令和5年度末	11,837	0.1	-
合 計	令和4年度末	9,088,541	100.0	-
	令和5年度末	8,939,059	100.0	-

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
証 書 貸 付	8,352,009	92.8	8,124,315	93.0
当 座 貸 越	651,489	7.2	607,547	7.0
合 計	9,003,499	100.0	8,731,862	100.0



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	9,088,541	100.0	8,939,059	100.0
合 計	9,088,541	100.0	8,939,059	100.0

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
そ の 他 の 産 業	50,000	0.5	0	0.0
個 人 (住宅・消費・納税資金等)	9,038,541	99.5	8,939,059	100.0
合 計	9,088,541	100.0	8,939,059	100.0

●貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	27,231	△ 1,309	26,812	△ 418
個 別 貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
貸倒引当金合計	27,231	△ 1,309	26,812	△ 418

(注)当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

●貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
固 定 金 利 貸 出	1,321,227	1,660,430
変 動 金 利 貸 出	7,767,313	7,278,628
合 計	9,088,541	8,939,059

●金融再生法に基づく債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B + C) / A
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和4年度	6	6	-	100
	令和5年度	12	12	-	100
危 険 債 権	令和4年度	16	16	-	100
	令和5年度	-	-	-	-
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	-	-	-	-
	令和5年度	16	16	-	100
要 管 理 債 権	令和4年度	-	-	-	-
	令和5年度	16	16	-	100
正 常 債 権	令和4年度	9,077			
	令和5年度	8,920			
合 計	令和4年度	9,100			
	令和5年度	8,949			

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
6.「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等の合計額です。
8.金額は決算後(償却後)の計数です。



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

リスク管理体制

金利の自由化や金融の国際化進展などにより、金融機関を取り巻くリスクは信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど多様化しています。当組合では、自己責任の原則のもとリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。また、ALM委員会によるリスク分析及び相互けん制機能や内部監査の充実による適正なリスク管理に努め、経営の健全性と経営基盤の確立を図ってまいります。

●信用リスクに関する事項

概	要	信用リスクとは、信用与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。
管 理 体 制		信用リスクは、当組合が管理すべきリスクの中でも最重要なものであると考えており、信用リスク管理規程等に基づく相互けん制を基本とした業務執行体制を構築し、定期的に与信状況等について理事会等へ報告を行っています。 また、特に融資業務については、融資の公共性等の基本理念を定めた「クレジットポリシー」を制定し、関係する役職員に遵守を促し、信用リスクの軽減に努めております。
評	価	信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。
貸 倒 引 当 金 の 計 算 基 準		貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、次の通り算定しております。 （正常先、要注意先及び要管理先） 原則として、予想損失率をもとに算定しております。 （破綻懸念先） 担保、保証により保全されていない部分のうち、原則として、今後3年間に回収されると見込まれる部分を除き貸倒引当金を設定しております。 （実質破綻先、破綻先） 担保、保証により保全されていない部分について貸倒引当金を設定しております。
リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者の名称		リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は以下の4機関を採用しております。 なお、エクスポージャーの種類ごとに信用格付業者の使い分けは行っておりません。 （1）株式会社格付投資情報センター（R&I） （2）日本格付研究所（JCR） （3）ムーディーズ・ジャパン株式会社（Moody's） （4）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）
信用リスク削減方法に関するリスク管理の方針及び手続の概要		●当組合は、取引先等の破産等の法的整理や財務状況の悪化等により、当組合が受ける損失（信用リスク）を軽減するため、損害保険又は保証会社による保証により保全を図るとともに、住宅ローンについては不動産担保の提供を受け、その他の与信についても取引先によっては、保証人に保証していただくことで保全措置をとっております。 ●担保の取扱いに関しては、貸付規程等に基づき債権が保全されるよう適切な管理に努めております。 ●お客様が期限の利益を失った場合等には、全ての与信取引の範囲において、預金等と相殺をする場合がありますが、約定及び法令等に従い適切に取り扱っております。 ●パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保は預金積金等があり、適切な管理に努めております。 また、上記以外には政府保証等が付与されたエクスポージャーがあり、信用格付業者が付与した格付により信用度を判定しております。
派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引		該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

概	要	オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当組合が損失を被るリスク（以下「事務リスク」という）及びコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当組合が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という）等をいいます。
管 理 体 制		事務リスク管理規程及びシステムリスク管理規程等に基づき相互けん制を基本として業務執行を行い、トラブル等が発生した場合には、その事案に応じて組合長までの報告を行う体制としております。特に事務リスクについては事務取扱要領等の整備を進めるとともに、事務取扱要領等の遵守ができているかどうかの検証を月1回の自主検査を通して行い、リスクの軽減に努めております。
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称		当組合は基礎的手法を採用しております。

●金利リスクに関する事項

概	要	金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク又は組合の有する経済価値の減少によるリスクをいいます。	
管	理	体制	一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測結果をALM委員会に報告するとともに、金利リスクを含めた統合的リスク管理について理事会に報告しております。
内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概	要	金利リスク算定の前提等は、以下のとおりです。 ● 経済的価値の減少額（ΔEVE）及び将来収益に与える影響（ΔNII） につきコア預金を考慮した場合において、 ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.250年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.000年 として算定する。 ● 統合的リスク管理における金利リスク 上方パラレルシフト（通貨及び将来の期間ごとに、算出基準日時点のリスクフリーレートに、当該通貨及び将来の期間に応じた「金利変動幅（ベシス・ポイント）」を加える）時の金利リスクにより算定する。 ● リスク計測の頻度 四半期ごと	

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,195	2,155	119	109
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,660	1,636		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,195	2,155	119	109
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	9,049	9,034	9,049	9,034



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	9,010,546	9,029,091
うち、出資金及び資本剰余金の額	66,793	66,383
うち、利益剰余金の額	8,972,434	8,989,534
うち、外部流出予定額(△)	28,681	26,826
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27,231	26,812
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27,231	26,812
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,037,778	9,055,904
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計	3,280	7,185
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,280	7,185
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資金(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,280	7,185
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	9,034,498	9,048,719
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,302,581	38,134,796
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	993,242	1,004,803
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,295,824	39,139,599
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	24.22%	23.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●自己資本調達手段の概要(令和5年度末現在)

自己資本はコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。
令和5年度末における自己資本額のうち、当組合が積み立てた利益準備金及び積立金等以外は、組合員の皆様からの出資金であります。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本に関しましては、積立金を積み立てることで自己資本を充実させております。
その充実度は、自己資本比率が令和6年3月末現在において23.11%となっており、国内基準の4%を大きく上回っていることから、健全かつ安定した経営を維持できる水準にあるものと評価しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	36,302	1,452	38,134	1,525
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,302	1,452	38,134	1,525
(i) ソブリン向け	591	23	556	22
(ii) 金融機関向け	12,908	516	13,756	550
(iii) 法人等向け	13,956	558	15,165	606
(iv) 中小企業等・個人向け	5,764	230	5,888	235
(v) 抵当権付住宅ローン	538	21	379	15
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) その他	2,543	101	2,388	95
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	993	39	1,004	40
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	37,295	1,491	39,139	1,565

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉}}{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15\%}} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)】

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高						三カ月以上延滞 エクスポージャー			
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内		87,372	86,539	9,863	9,565	54,271	55,405	-	-	-	-
国 外		1,102	1,404	-	-	802	1,404	-	-	-	-
地 域 別 合 計		88,474	87,943	9,863	9,565	55,073	56,809	-	-	-	-
建 設 業		400	600	-	-	400	600	-	-	-	-
製 造 業		11,101	11,602	-	-	11,101	11,602	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		4,506	5,508	-	-	4,506	5,508	-	-	-	-
情 報 通 信 業		1,401	2,303	-	-	1,401	2,303	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業		5,210	5,309	-	-	5,210	5,309	-	-	-	-
卸 売 業、 小 売 業		2,002	2,502	-	-	2,002	2,502	-	-	-	-
金 融 業、 保 険 業		9,424	10,428	-	-	9,424	10,428	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		1,403	1,804	-	-	1,403	1,804	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		1,201	1,201	-	-	1,201	1,201	-	-	-	-
国・地方公共団体等		18,421	15,549	-	-	18,421	15,549	-	-	-	-
個 人		9,728	9,565	9,863	9,565	-	-	-	-	-	-
そ の 他		23,677	21,572	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		88,474	87,943	9,863	9,565	55,073	56,809	-	-	-	-
1 年 以 下		24,666	29,334	1,375	7,364	4,504	5,505				
1 年 超 3 年 以 下		15,965	12,500	2,047	155	13,918	12,344				
3 年 超 5 年 以 下		13,143	16,130	1,470	158	10,748	14,547				
5 年 超 7 年 以 下		12,348	9,386	1,159	160	11,189	9,225				
7 年 超 10 年 以 下		12,023	10,376	1,226	1,110	10,796	9,266				
10 年 超		6,172	6,221	1,956	0	3,916	5,921				
期間の定めのないもの		4,153	3,994	628	615	-	-				
残 存 期 間 別 合 計		88,474	87,943	9,863	9,565	55,073	56,809				

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託、現金、株式、その他資産が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

P.26をご参照ください。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

(単位: 百万円)

		個別貸倒引当金								貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
個	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	-	12,871		10,352
10	-	5,915		5,562
20	12,570	20,579	14,575	18,856
35	-	1,537	-	1,083
40	-	-	-	-
50	18,029	748	20,432	807
60	-	7,680	-	-
75	-	-	-	7,845
100	2,793	2,344	2,492	1,980
150	-	250	-	350
250	-	3,151	-	3,604
合 計	33,393	55,080	37,500	50,443

(注) 1.格付は、信用格付業者が付与しているものに限りです。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー】 (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		16	20	300	200
法人等向け			-	-	-
中小企業等・個人向け		16	20	300	200

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保障されたエクスポージャー)を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】	該当ありません
【投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	該当ありません
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び 所要自己資本の額等	該当ありません
③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額	該当ありません

●出資等エクスポージャーなどに関する事項

概 要	
	当組合の場合、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式に対して投資する投資信託及び全国信用協同組合連合会への出資金です。
リスク管理体制	当組合は、余裕資金運用規程により株式の保有を制限し、出資等又は株式の保有は限定的なものとなるようにしております。 また、市場リスク管理規程に基づく相互けん制を基本として業務執行体制を構築するとともに、非上場株式及び株式に対して投資する投資信託の状況については、毎月組合長に報告を行い、適切な管理に努めております。

【貸借対照表計上額及び時価等】 (単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	960	-	944	-
非 上 場 株 式 等	623	-	654	-
合 計	1,583	-	1,599	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株等に含めて記載しています。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

該当ありません

【貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額】 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	△ 681	△ 785

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額】

該当ありません

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項】

該当ありません

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

参考規程

個人情報保護宣言

平成 17 年 3 月 31 日 (制 定)
令和 4 年 3 月 24 日 (最終改正)
神戸市職員信用組合

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基きお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。
また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のホームページに掲載し、又は、当組合の窓口等に掲示し、若しくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報を、別紙 1 の業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記 1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適切かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。なお、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供いただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
- (4) 神戸市等の事業主から提供された職員の情報

3. 個人情報の第三者提供

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙 2 に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が次に表示する特定の者と共同利用しております。

神戸市職員共済組合、神戸市職員共助組合、兵庫県消防共助会神戸支部、神戸市

水道局職員厚生会、神戸市交通局共助組合、神戸市立学校教職員共済会

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的の安全管理措置、人的安全管理措置、技術的の安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3) のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8. ご質問・ご相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

神戸市職員信用組合 総務部 TEL:078-984-0500/FAX:078-242-1066

[改正履歴]

平成 19 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日

平成 22 年 6 月 14 日

平成 29 年 6 月 13 日

平成 29 年 11 月 15 日

令和 2 年 3 月 13 日

令和 3 年 6 月 10 日

令和 3 年 11 月 18 日

（別紙 1） 【個人情報保護等に係る業務内容並びに利用目的】

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加算する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 与信事業に際して個人情報を神戸市福利厚生団体に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で共同利用するため
- 神戸市及び神戸市が設立する地方独立行政法人並びに当組合の定款第 6 条第 3 号に定める職員の所属団体（以下「神戸市等」という。）の給与・賞与からの控除及び退職金からの清算の管理のため
- 神戸市等の給与・賞与からの控除及び退職金からの清算のため等、適切な業務の遂行に必要な範囲で神戸市等に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査並びに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（この項目に同意しない場合でも、当組合が契約をお断りすることはありません。また、この項目の範囲内で当組合がお客様の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は利用明細書等に同封されるご案内を除き、それ以降の当組合での利用・提供を中止する措置をとります。）
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認及び管理のため
- お客さまの安全及び財産を守るため、又は防犯上の理由から、防犯カメラの映像を

利用すること

○その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【機微情報に関わる利用目的】

要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律第 7 条第 1 項各号若しくは個人情報の保護に関する法律施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微情報」という。）については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

【家族情報に関わる利用目的】（ご家族へのお知らせ）

与信取引に付随して、申込人からご家族の情報を取得する場合があります。その場合、取得したご家族の個人情報は、本件契約に係る資金使途の妥当性を判断する目的以外では利用いたしません。

【個人番号の利用目的】

組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は次の通りとします。

1. お客さまに係る事務

- ①出資配当金の支払に関する法定調書関連事務
- ②非課税貯蓄制度等の適用関連事務
- ③預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ④預貯金口座付番に関する事務

2. 役職員等に係る事務

- ①給与・退職所得等の源泉徴収票等関連事務
- ②個人住民税関連事務
- ③健康保険・介護保険・厚生年金保険関連事務
- ④雇用保険・労災保険関連事務
- ⑤国民年金の第 3 号被保険者の届出事務
- ⑥財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄に関連する事務
- ⑦上記①～⑥に関連する事務

3. 上記以外の個人に係る事務

- ①報酬・料金等の支払調書関連事務

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供いたしております（お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本店窓口にご連絡ください）。

【個人情報を提供する第三者】

S M B C ファイナンスサービス(株)

- ・利用目的
カードローンの保証業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・申込金額・年収・家族状況等
- ・提供手段
カードローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書により提供する。

富国生命保険相互会社

- ・利用目的
団体信用生命保険業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・告知事項・当初借入金額・貸付期間・債務残高・約定利率等
- ・提供手段
団体信用生命保険被保険者申込書兼告知書・団体信用生命保険債務残高報告書・保険金請求書等により提供する。

神戸市及び神戸市が設立する地方独立行政法人並びに当組合の定款第6条第3号に定める職員の所属団体

- ・利用目的
貯蓄金及び償還金の給与・賞与からの控除並びに償還金の退職金からの清算の管理
- ・提供情報の内容
氏名・職員番号・貯蓄金額・償還金額等

- ・提供手段
神戸市の人事・給与にかかるシステムへアップロードすることにより提供する。
ただし、人事・給与にかかるシステムを利用できない場合は、書面等により提供する。

東京海上日動火災保険(株)

- ・利用目的
貸付保険業務
- ・提供情報の内容
顧客番号・証書番号・当初貸付金額・貸付残高・当初貸付日等
- ・提供手段
電子データにより提供する。

全国保証(株)

- ・利用目的
貸付保証業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・申込金額・年収・家族状況・借入状況・告知事項・当初借入金額・貸付期間・債務残高・約定利率等
- ・提供手段
契約書・保証申込書・団体信用生命保険被保険者申込書兼告知書・団体信用生命保険債務残高報告書・保険金請求書等により提供する。

当組合の組合員の持家取得等を支援するため提携する企業（組合長が指定する企業に限る）

- ・利用目的
提携による割引など特典の付与
- ・提供情報の内容
氏名・住所・連絡先・所属・当組合融資利用の有無
- ・提供手段
紹介状により提供する。

内部統制基本方針

当組合は、次のとおり、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部体制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、代表理事が研修等あらゆる機会をとらえて法令遵守の重要性について全役員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役員による法令等遵守を確実にするため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「コンプライアンスポリシー」、「コンプライアンスプログラム」及び「役職員行動規程」を定め、さらにこれらを実践するための手引書として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役員に周知徹底したところである。今後も、これらの規程等に改正があった場合には、その部度、周知徹底を図ることとする。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本事項は理事会で決定し法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部署で一元的に所管のうえ法令等遵守の実施状況を監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合は、コンプライアンス統括部門に報告又は相談を行うものとする。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 中小企業等協同組合法に従い作成された理事会議事録等、理事の職務執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事又は監事は、前項に基づき保存及び管理している文書又は電磁的記録により作成されている場合にはその記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び各リスク管理に係る管理規程等を制定したところであるが、引き続き、より実効性のあるリスク管理を目指していくものとする。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本事項は理事会で決定し、リスクごとの管理は、それぞれの所管部署が実施するものとするが、当組合全体にわたる統一的なリスク管理はリスク管理の統括部門において所管するものとする。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するため、定期的に理事会を開催し、必要に応じて、事業方針及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるものとする。
- (2) 理事会において、中期経営計画及び各事業年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から業務監査に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 内部監査部門は法令等の遵守状況並びに監査計画及び監査結果について、必要に応じて監事に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が内部監査部門の長に対して必要な事項を報告させることができるものとし、また、内部監査部門の職員を当該監事監査業務の補助をさせることができる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関しては監事の指揮命令に従うものとし、他の理事等の指揮命令を受けない。
 - ③ 内部監査部門は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告体制に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a 理事会等で決議された事項
 - b 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f その他組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項 b から f に関する事項を発見した場合は監事に直接報告することができる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。